目 次

告 示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ○特定非営利活動法人の設立の認証申請

報

○建設業許可の取消し

〇土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (二件) ○都市計画事業の事業計画変更の認可

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

Ξ Ξ

(下水道

課

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (二件)

公

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決

宮

定

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

兀 兀

(税

務

課

選挙管理委員会

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる

一般放送事業者及び政見放送の回数

兀

告

示

○宮城県告示第四百八十四号

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

同条第二項の規定により告示する

の設立の認証の申請があったので、

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

> 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 石ケ森 信幸

> > 未来産業創造おおさき

行 城 宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

Ξ

(共同参画社会推進課) ページ ○宮城県告示第四百八十五号 兀 二 主たる事務所の所在地 申請のあった年月日 定款に記載された目的 代表者の氏名 活性化に寄与することを目的とする。 を創造して持続可能な経済基盤を確立することによって、地域経済の 力・資本力など「地域の力とアイデア」を結集し、新たな産業や事業 みを越えて、互いに連携し協調し合い、 この法人は、事業者自身が地域の農業・商業・工業という産業の枠組 大崎市古川江合錦町一丁目四番十号

豊かな資源・技術力・労働

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動 平成二十二年四月二十二日

示する。

平成二十二年五月十一日

(都市計画課) (事業管理課)

同

同

宮城県知事

井

嘉

浩

シンシア 村

特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 特定非営利活動法人 マリアージュ

主たる事務所の所在地 仙台市若林区舟丁六十四番地

定款に記載された目的

Ξ

この法人は、三十代以上の中高年にある男女が、未婚状態を続ける傾 向にある現状を改善し、相応しい伴侶を得られるよう、新しい時代に

進する活動を行う。近年問題となっているわが国社会の少子化、出生 対応したネットワーク作りをし、縁談に関する円滑なる情報交換を促

る。賛同してくださる法人・個人の会員及び一般の方々、その家族又 率減少傾向の現状を改善、正常化する目的を持って結婚相談活動をす

周りの方々に広く参加していただくことを目的とする。

申請のあった年月日 平成二十二年四月五日

兀

○宮城県告示第四百八十六号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

平成二十二年五月十一日

した。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

許可を取り消した年月日

商号又は名称等 平成二十二年五月六日

32100 - 1	73, 22 -	Э/] ГГД У			7-70	<i>></i> \	Δ TI			
佐々木 宏明 宏明	佐々木 重一郎 即	佐藤 淳一 之 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神	郡山 勉 サンサ	大槻 正治	佐藤建夫	半田 正	佐住株式会社いこい	橋橋 本本建 信二郎	斎社 藤 久光 米式会	び代表者の氏名
七-二十一位台市青葉区立町二十	五光市迫町北方字古宿	七 野中沢四十三・百九十 野中沢四十三・百九十	丁目十二 - 一	一 - 一 石巻市門脇字捨喰三十	九 - 十	十五 十五 -	- 四十七 - 四十七	丁目二十八・十一	百九十一 - 一	主たる営業所の所在地
百第特 - 九万十 号七千 五	百第般 七十万二十 号二千八	二十二万千九百	十第般 - 十	十第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十第八十十七 一十十七 一百六	十二号 二百四	十二号九百六 一十八百六	号第三千九百六	号第特 八· 百三八 十 七	許 可 番 号業
一部廃業 日本大工事業 日本大工事業 日本大工事業 日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	建般 築	水ほ管士林建 管士木建 道装工事工 設工事業 設工事業 業 工事 業 業	一 十般 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	告 告 是 是 是 是 是 是 是 是 業 業 業 業 業 業 業	熟絶 熱建 線 線 業 業 業 業	全部廃業 主 主 主 主 主 き 主 き き き き き 業 業 業 業 業 業 業	ブロック工事業 一般建設業 一部廃業	全部 桑工事業	十年 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 主 ・ 主 ・ 主 ・ 主 ・ 主 ・ 主 ・ 主 ・ 主	工事の種類を取り消した建設を取り消した建設
平成二 四月八日 八日	平成二十二年	平成二十二年 四月七日	平成二十二年	平成二十二日 四月十二日	平成二十二年	平成二十二年	平成二十二月十四日	平成二十二日 四月十二日	平成二十二月二日	受 付 年 月 日
平成二十二年四月三十日 平成十三年一月十八日	三(設立認可の年月日)東松島市牛網字駅前二丁目一番地の一	二 事務所の所在地 東松島市小野駅前土地区画整理組合 組合の名称	平成二十二年五月十一日平成二十二年五月十一日	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	平成二十二年四月二十八日 変更認可の年月日			名取市下増田臨空土地区画整理組合一組合の名称	平成二十二年五月十一日理組合の事業計画の変更について認可した。土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十	○宮城県告示第四百八十七号建設業に係る廃業等の届出があり、

安齊 肇 2 8 0

目一 - 一 - 千三仙台市若林区新寺| 亍

百九十四号 十二十八 十二十八

とび・土工工事業 一般建設業

平成二十二年

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

宮城県知事

村

井

嘉

浩

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

宮城県知事

村

井

嘉

浩

(3)	<u>z</u>	平成	22 년	F 5	月1 ⁻	1日	火	曜 E	3		宮		城		県		公		報								第2	2155	号	
白石市流域関連公共下水道	2 名称	白石都市計画下水道事業	1 種類	一都市計画事業の種類及び名称	白石市	一 施行者の名称	宮城県知事村、井、嘉、浩	平成二十二年五月十一日	の変更を次のとおり認可した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画	○宮城県告示第四百九十号	変更なし	2 使用の部分	変更なし	1 収用の部分	四 事業地	仙台市青葉区本町三丁目八番一号	三 事務所の所在地	宮城県	二 施行者の名称	三号東日本旅客鉄道株式会社仙石線	2 名称	仙塩広域都市計画都市高速鉄道事業	1 種類	都市計画事業の種類及び名称	宮城県知事 村井 嘉浩	平成二十二年五月十一日	局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備	○宮城県告示第四百八十九号
条第二項の規定により、平成二十二年四月二十二日認可した。	江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十	○宮城県告示第四百九十二号	なし	2 使用の部分	なし	1 収用の部分	四事業地	成二十八年三月三十一日まで」に変更する。	「昭和五十二年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十二年二月一日から平	三 事業施行期間	大河原町流域関連公共下水道	2 名称	大河原都市計画下水道事業	1 種類	二 都市計画事業の種類及び名称	大河原町	一 施行者の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十二年五月十一日	の変更を次のとおり認可した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画	○宮城県告示第四百九十一号	なし	2 使用の部分	なし	1 収用の部分	四事業地	ら平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。	「昭和五十一年一月十三日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十三日か	三 事業施行期間

第2155号 平成22年5月11日 火曜日 宮 城 県 公 報

> 地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる なお、 この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十二年五月十一日

所 長 高 橋 幸 夫

宮城県北部地方振興事務所

告

公

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

要件定義業務 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量(宮城県次期税務総合管理システム開発基本計画

| 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目

Ξ 契約の相手方を決定した日 平成二十二年四月十一日

兀 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地(マイクロソフト株式会社エンタープライズ)

サービス部門 東京都渋谷区代々木二丁目二番一号

契約金額 三千三百三十九万円

五

契約の相手方を決定した方法 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令 (平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号該当

○都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年五月十一日

工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

岩沼市南長谷字上原六十八番一及び六十八番十

地域の名称 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

> 宮城県知事 村 井 浩

岩沼市南長谷字上原六十八番地の二

鈴木 智幸

選 !挙管理委員会

〇宮選管告示第五十七号

できる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たり 規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことが 第二十二回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施

平成二十二年五月十一日

の政見放送の回数は、次のとおりとする。

宮城県選挙管理委員会 委員長

佐

藤

健

_	
般	テ
放	レ
送	ビ
事	ジ
-1.4	3
_	ン
台	放
	送
_	~
*^	
_	
般	
放	ラ
送	ジ
事	
業	オ
者	放
名	/JX
	送
回	
	放送事業者名 回数 一般放送事業者